

# トラック奈良 10

トラック協会は事故防止・交通安全、  
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和6年]2024

**No.366**



聖徳太子生誕の地 橘寺

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

# 秋の交通安全県民運動初日(近鉄奈良駅前行基広場)

日：令和6年9月21日(土)



秋の交通安全県民運動初日	巻頭
過労死等防止対策セミナー	2
適正化実施対策委員会	4
交通安全・労災防止対策委員会	5
奈良県道路利用者会議	6
自転車の安全利用促進事業	7
五條市長からの御礼状	8
公明党奈良県本部 大国正博代表来訪	9
自民党奈良県支部連合会との政策要望懇談会	10

## ■ 全ト協から

軽油価格調査集計表(2024年7月)	11
飲酒運転撲滅を目指して	12
飲酒運転は重罪	13

## ■ 国土交通省から

国土交通省からのお知らせ	14
--------------	----

## ■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	16
---------------	----

## ■ 陸災防から

重大な労働災害を防ぐためには	18
----------------	----

## ■ 奈ト協から

トラックの構造上の特性	20
事業用自動車事故事例No.110	21
KIT事業の案内	22
適正化事業・巡回指導報告書	23
10月・11月の行事(予定)表	24

## ■ 奈良労働局から

奈良労働局からのお知らせ	25
--------------	----

## ■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	26
----------------	----

公明党奈良県本部との政策要望懇談会	巻末
-------------------	----

# 令和6年度 過労死等防止対策セミナー ～健康起因事故の削減を目指して～

日時：令和6年9月6日(金) 午後1時30分～  
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：18名

過労死等の防止や健康起因事故の削減を目指すためのセミナーを開催。座学とグループによる意見交換を通じて自社の取組レベルを紹介し、他社の取組の好事例について知る機会となる。講師はSOMPOリスクマネジメント(株)大阪支店の西村伸光氏。セミナー終了後には参加者に受講証明書が手渡されました。主な内容は以下の通りです。



▲3つのグループに分かれて意見交換(グループA)

## 座学

### ・過労死等と健康起因事故の現状



▲講師の西村伸光氏

『過労死等』は、10年前に「過労死等防止対策推進法」ができて定義づけられた。業務による過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡、業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、

精神障害を指す。

労災補償の支給件数で、運輸、郵便業の精神障害は産業別では4番目に多く、脳・心臓疾患は最多。健康障害のリスクが高い業界といえる。所定外労働時間も産業別で最も長く、運転者の健康状態に起因する事故件数は増加傾向にある。

### ・健康起因事故に対する国の動向

国は事業用自動車健康起因事故対策協議会を平成27年に立上げ、睡眠時無呼吸症候群や脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患、視野障害への対策マニュアルやガイドラインを発表。平時からの健康増進に努め、就業、乗務

及び運行における判断と対処について取り組むべき義務やスクリーニング検査による疾病の把握を推奨している。ただ令和5年度のアンケート調査によると、SAS（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査を受診さ

せているのは37%あるもののトラック事業者が脳血管疾患や心臓疾患・大血管疾患スクリーニング検査を受診させている割合は10%台にとどまっている。

## ・生活習慣の改善

生活習慣を改善しようとする人には行動を変える「気づき」が必要。会社や管理者、家族などが生活習慣改善の必要性を理解させること、改善に取組みや

すい環境を整えることが大事。そのため本人の意識を変え、関心を持ってもらえるようステップをふんで、生活習慣の改善に向けて行動していきたい。全日

本トラック協会が出している健康チェックシートを活用することで、意識付けにつないでいくことができる。

## グループ討論

参加者は3つの班に分かれて、各班にSOMPOリスクマネジメント(株)のファシリテーターが付き、グループ討論。「トラックドライバーの生活習慣の改善方法」について意見交換。また健康チェックシートを書き込み、解説を受け、健康管理の取

り組みについて話し合った。最後に各班の代表が話し合った内容を発表。西村講師は「過労死は遺族が被害者になり、保険では対応できない高額請求になる。対策をして未然に防いでほしい」と締めた。



グループB



グループC

# 第1回適正化実施対策委員会

日時：令和6年9月4日(水) 午後1時～  
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：森本担当副会長、辰己委員長、委員9名、役員2名、事務局4名 以上17名

## 指導事項

新たな「標準的運賃」の告示及び「標準貨物自動車運送約款」の改正について  
トラックGメンの機能強化について

近畿運輸局奈良運輸支局 企画輸送・監査部門  
運輸企画専門官 中熊 亮弘氏



▲中熊亮弘氏

## 議 事



▲辰己委員長



▲森本副会長

### (1) 適正化事業調査員（Gメン調査員）について

改正貨物自動車運送事業法において、地方適正化実施機関が、荷主等の行為が違反原因行為に該当すると疑うに足りるような事実を把握したときは、その事実を国土交通大臣に通知する規程が新設され、適正化事業調査員を選任しなければならないとする省令が、8月1日施行された。これを受け、当実施機関から、2名選任（森、井口）する予定であることを報告した。

調査員の業務は、巡回指導時の情報収集及びトラック事業者からの電話・訪問等による情報収集。業務の本格展開は令和6年11月の予定であることを報告した。

### (2) 巡回指導について

令和6年4月～7月までに53件の巡回指導を実施し、「特定の運転者に対する特別な指導」が46.2%と最も高い指導率であることを報告、特に運転者として選任時の事故歴の把握（運転記録証明の未取得）、高齢運転者に対する指導教育の未実施が最も多いことを報告した。また、新規許可事業所のE評価1件を除き、すべての事業所において、前回と同評価または前回以上になったことを報告した。

### (3) 2024年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の申請について

2024年度は、新規申請7事業所、更新申請71事業所（うち6回目更新の長期優良認定事業所が28事業所）の計78事業所の申請受付を報告した。また、全ト協のGマーク認知度アップの取組みであるGマークラッピングトラックは、新商運(株)に協力頂くことを報告した。

### (4) 令和6年度自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰について

多年にわたり自動車の整備業務に精励し車両保安の向上に寄与したとして、中岸芳仁氏（寿栄運送(株)）が、8月19日に近畿運輸局奈良運輸支局長表彰を受賞されたことを報告した。

### (5) 各種セミナー等について

令和6年3月に告示された標準的な運賃活用セミナーを10月18日と23日に、第38回物流セミナーを令和7年1月19日に帝塚山大学客員教授 西山 厚 氏を講師に招聘し開催することなど、各種セミナーの開催計画について報告した。



# 第2回交通安全・労災防止対策委員会

日時：令和6年9月9日(月) 午後1時～  
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：中担当副会長、西川委員長、委員8名、役員2名、事務局2名 以上14名

## 指示事項

「運送業における職業性疾病発生状況と全国労働衛生週間における取組み」

- (1) 第75回全国労働衛生週間（2024年10月1日～7日）について
- (2) 令和6年業種別労働災害発生状況について
- (3) 道路貨物運送業における労働災害発生状況（全国：2016年～2020年）について
- (4) 運輸交通業における職業性疾病発生状況（全国：1988年～2021年）について  
奈良労働局 労働基準部 健康安全課 地方産業安全専門官 生地 廣行 氏



▲生地 廣行氏

## 議 題



▲西川委員長



▲中副会長

### (1) 飲酒運転の根絶に向けて

飲酒運転による事故が全国的に増加していることを受け、奈良県トラック協会における飲酒運転防止対策の取組について説明し、事業場における厳正な点呼の実施、及び「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル（国土交通省作成）」を活用した運転者への指導の徹底を要請した。

### (2) 子どもの事故防止対策事業について

自転車の安全利用促進のため、自転車通学生に啓発リーフレット及び啓発品を配布したこと、子どもの交通事故防止対策として、足型ストップマークを奈良県交通安全母の会と連携し2市5町へ合計740枚配布したこと、及び新入学児童へ反射キーホルダーを配布予定であることを報告した。

### (3) 奈良・針トラックステーションの施設利用状況について

令和6年4月から6月における大型トラックの立寄台数が41,925台で、東神トラックステーションに次ぐ、全国2位であったことを報告した。

### (4) 令和6年度（第50回）奈良県産業安全衛生大会について

10月18日、かしはら万葉ホールで開催されることを説明し、参加勧奨した。

### (5) 人材確保対策推進事業について

8月3日、橿原市のポリテクセンター奈良において、人材不足の著しい業界団体等が、仕事体験などを通じて将来の担い手を確保することを目的に行われた「しごとフェスタ2024」に参加し、大型トラックの展示、及び啓発品の配布を行い、業界をPRしたことを報告した。

### (6) 第10回奈良県フォークリフト運転競技大会について

9月3日、学科競技を実施し、西濃運輸(株)奈良支店の吉村健太郎選手を、9月28日(土)、29日(日)に愛知県で開催される全国大会に推薦することを報告した。

### (7) セミナー等の実施状況について

第1回働き方改革セミナー（7/23）、過労死等防止セミナー（9/6）



# 奈良県道路利用者会議 令和6年度理事会

日時：令和6年8月20日(火) 午前11時～  
場所：奈良ロイヤルホテル

奈良県道路利用者会議の森島和洋会長（公益社団法人奈良県バス協会会長）が、「道路は地域間の人々の交流、物流の確保をするため必要不可欠である。奈良県内の道路整備は着実に進んでいるが、全国的にみてもまだまだ遅れている。今後、南海トラフ巨大地震の被害も想定される。国民の生命、財産を守り、地域をより一層活性化、発展させるためにも、災害に強い強靱な国土づくりへの取り組みが必要。」と、開会の挨拶をされました。

議事は、副会長の選任、令和5年度事業報告、令和5年度決算報告、令和6年度事業計画（案）、令和6年度予算（案）について審議され、全て承認されました。

その後、県土マネジメント部 堀川善弘 道路建設課長が、奈良市中町・石木町に整備中の、道の駅「クロスウェイなかまち」の施設概要で、「地域振興機能」～県産農産物を取り扱う直売所等、「交通結節点機能」～観光バスなどが利用できるバスターミナル、「地域観光のゲートウェイ機能」～周辺地域だけでなく中南和地域も含めた観光資源等の情報発信、「防災機能」～災害時に備え、非常用発電を完備（72時間発電）、防災倉庫を備える等、年内のオープンを目指していることについて情報提供されました。



次に、県土マネジメント部 植谷秀夫 道路マネジメント課長が、「ならの道リフレッシュプロジェクトについて」奈良県管理の道路を計画的に維持管理することで、快適な道路空間を道路利用者に提供できるよう、令和6年度から令和10年度にかけて、①舗装の耐久性向上、②区画線の維持修繕、③草刈りのメリハリ化、④道路維持管理のDX化を実施していくことについて情報提供されました。舗装の耐久性向上は、損傷度に応じて表層だけでなく路盤から舗裝修繕するイメージであり、草刈りのメリハリ化については、道路の防草対策等について例示をあげて説明されました。

# 自転車の安全利用促進事業

日：令和6年8月22日(木)

場所：御所市役所

奈良県トラック協会 御所支部の森本好美支部長が、御所市役所に自転車の安全利用促進のための啓発品を届けました。啓発品は、奈良県広報担当 バーチャルユーチューバー奈々鹿が「自転車乗車用ヘルメットを着用しましょう」と呼びかけている「クリアファイル」と「ミニのぼり旗」、帝塚山大学蓮花一己名誉教授監修の交通安全啓発用冊子「自転車事故を防ぐには」の三点です。

この日は、市民協働部地域協働安全課の古沢啓臓課長が対応していただき、「自転車事故防止のため、啓発品を活用させていただきます。」と話をされました。



▲写真左が古沢課長

# 五條市長からの御礼状 ～災害対策啓発冊子～

令和6年8月28日（水）、平岡清司五條市長から塚本哲夫会長宛の御礼状が、協会へ届けられました。

平己富長危機管理監、吉田淳二 危機統括室次長、畠山喜充課長補佐が協会を訪問、「警戒レベル4避難指示までに必ず避難 風水害・土砂災害から身を守ろう」の災害対策啓発冊子は、市民の方に配布し、広報五條8月号にも掲載したと説明されました。



▲写真右から平己危機管理監、吉田次長、畠山課長補佐



## 公明党奈良県本部 大国正博代表来訪

日：令和6年9月6日(金)

場所：奈良県トラック会館

公明党奈良県本部 代表の大国正博奈良県議会議員が、鰐淵洋子 衆議院議員、藤田幸代奈良県議会議員とともに来訪、物価高騰対策等について説明がありました。協会からは、地域の事故防止交通安全対策等について報告しました。



▲写真中央が大国代表、右が鰐淵衆議院議員、左が藤田県議会議員

# 自由民主党奈良県支部連合会政務調査会との 政策要望懇談会

令和6年9月12日（木）、奈良県トラック会館において、自由民主党奈良県支部連合会政務調査会との政策要望懇談会が開催され、池田慎久奈良県議会議員、佐藤 啓 参議院議員秘書、奈良県トラック協会からは塚本哲夫会長が出席しました。

塚本会長は、昨年度の道の駅のスペース等の意見聴取への謝意等を述べた後、トラック関係施策では、道路関係は高速道路料金等の引下げ、物流基盤の整備、予算関係は燃料価格高騰への支援について、要望しました。



▲池田奈良県議会議員（写真左）と塚本会長



## 軽油価格調査集計表(2024年7月)

令和6年8月23日現在  
(公社)全日本トラック協会

2024年7月

単純集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	123.69	114.63	125.08

2024年7月

元売別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	118.98	114.34	124.22
出光昭和シェル	137.67	115.51	121.75
キグナス		111.20	
コスモ	117.05	113.87	125.70
その他	125.97	115.24	126.22

2024年7月

月間購入量別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	124.63	114.83	126.69
30～50キロリットル未満	125.90	114.20	117.06
50～100キロリットル未満	120.75	115.76	
100キロリットル以上	120.00	113.48	

2024年7月

支払期限別集計表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	120.24	113.34	124.77
30～60日未満	123.68	114.15	125.14
60日以上	141.00	118.82	

軽油価格推移表

地区：近畿/県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年3月	123.79	115.42	124.88
2024年4月	127.79	115.32	125.32
2024年5月	129.81	114.72	124.44
2024年6月	125.98	115.23	125.62
2024年7月	123.69	114.63	125.08

※消費税抜きの価格となります。

# 飲酒運転の根絶を目指して

## 飲酒運転がドライバーに及ぼす影響

### 懲役・失業・生活崩壊!!

飲酒運転をしたドライバーに対する罰則は、懲役などの厳しいものとなっており、その結果、解雇や失業、更には生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。

#### 飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

##### 酒酔い運転

- 5年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点  
\* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

##### 酒気帯び運転

- 3年以下の懲役  
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき  
0.25mg以上

25点

免許取消し  
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき  
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止  
(90日)

\* 上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

##### 危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

##### 過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮  
又は100万円以下の罰金

#### 社内の懲戒規定による処分

飲酒運転は社内の懲戒規定でも厳しく処分されます。懲戒規定については、大きく分けて次の2つのケースがあります。

- 就業規則等で明確に「懲戒解雇」等の処分を定めているケース

##### 就業規則

(目的)

第1条 この就業規則は、〇〇運輸株式会社が企業秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって会社の発展と従業員の地位向上を期すために、従業員の就業その他に関する事項を定めたものである。

中略

(解雇)

第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。

1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。  
(以下、略)

- 懲罰委員会等で審議した上で処分を決定するケース

##### 交通事故処理規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇物流株式会社の従業員が交通事故等を起こした場合の処理について定める。

中略

(悪質違反に対する措置)

第24条 従業員が飲酒運転等の悪質違反を行った場合は、懲罰委員会において、乗務禁止、出勤停止、解雇等の処分を審議の上、会社に上申するものとする。

##### ● 懲戒処分の規定制定上の留意点

- ・ 労働組合や従業員の代表と事前に協議を行い合意を得ておく。
- ・ 懲戒処分が制定されたら、速やかに全社に制定の目的や内容等について広報し、周知徹底を図る。

# 飲酒運転は重罪



**酒酔い運転**  
 ~行政処分~  
 ・35点 → 免許取消!  
 欠格期間3年  
 (前歴及びその他の累積点数がない場合)  
 ~罰則~  
 5年以下の懲役  
 又は100万円以下の罰金

**酒気帯び運転**  
 ~行政処分~  
 ・25点(0.25mg/L以上)  
 → 免許取消!  
 欠格期間2年  
 (前歴及びその他の累積点数がない場合)  
 ・13点(0.15mg/L以上0.25mg/L未満)  
 → 免許停止: 期間90日  
 (前歴及びその他の累積点数がない場合)  
 ~罰則~  
 3年以下の懲役  
 又は50万円以下の罰金



失業・社会や周囲の目



運転免許  
取消・停止



## これらも 重罪!

### — 飲酒運転車両への同乗 —

- ・酒酔い: 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金
- ・酒気帯び: 2年以下の懲役、又は30万円以下の罰金

### — 飲酒運転する者に酒類の提供 —

- ・酒酔い: 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金
- ・酒気帯び: 2年以下の懲役、又は30万円以下の罰金

### — 飲酒する(している)者に車両を提供 —

- ・酒酔い: 5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金
- ・酒気帯び: 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金



~奈良県警察~

## 国土交通省からのお知らせ

## トラック事業者の皆様へ

**適正な運賃料金で取引しましょう！**

- 従業員の賃上げや安全運行の原資を確保するため、今一度、原価計算で自社のコスト構造を見直し、標準的運賃を活用して、取引先との交渉に備えましょう。
- 帰り荷の運賃は極端に安くても良い（空で走るよりまし。）という慣習を見直し、帰り荷もコストに見合った適正な運賃料金を収受しましょう。
- 過度な運賃競争よりも、輸送サービスの品質で仕事を獲得するようにしましょう！



**なお、採算を度外視した低運賃によって、仕事を獲得しようとする行為は、独占禁止法に違反するおそれがあります。**

**トラック運送事業におけるダンピング行為とは**

トラック運送事業の運賃料金を不当に低い額、たとえば運送原価を大幅に下回るような運賃料金で、継続して取引し、他のトラック事業者の事業活動を困難にさせることは独占禁止法により禁じられています。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

## 国土交通省 適正取引相談窓口一覧

トラック運送業における荷主、元請事業者、下請事業者間の取引の適正化及び燃料サーチャージの導入を推進するため、国土交通省及び地方運輸支局等にトラック運送事業者からの相談窓口を設置しています。

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	
物流・自動車局	貨物流通事業課		03-5253-8575	中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037	
	自動車交通部	貨物課	011-290-2743		愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312	
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191	
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714	
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411	
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602	
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514		近畿運輸局	自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631			大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733 (ガイダンス番号1)
旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272	京都運輸支局	輸送・監査部門		075-681-9765 (ガイダンス番号4)		
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531	奈良運輸支局		企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイダンス番号4)	
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号3)	滋賀運輸支局		企画輸送・監査部門	077-585-7253	
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号3)	和歌山運輸支局		輸送・監査部門	073-422-2138	
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2154 (ガイダンス番号3)	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104 (ガイダンス番号5)	
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1501 (ガイダンス番号3)		中国運輸局	自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号3)	広島運輸支局		輸送・監査担当	082-233-9167	
	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5811 (ガイダンス番号3)	鳥取運輸支局		輸送・監査担当	0857-22-4120	
	東北運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311
東京運輸支局		輸送担当	03-3458-9231 (ガイダンス番号1)	岡山運輸支局		輸送・監査担当	086-286-8122	
神奈川運輸支局		輸送担当	045-939-6800 (ガイダンス番号1)	山口運輸支局		輸送・監査担当	083-922-5336	
埼玉運輸支局		輸送・監査担当	048-624-1835 (ガイダンス番号3)	四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773	
群馬運輸支局		企画輸送・監査担当	027-263-4440 (ガイダンス番号1)		香川運輸支局	企画輸送・監査部門	087-882-1357	
千葉運輸支局		輸送・監査担当	043-242-7336 (ガイダンス番号2)		徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811	
茨城運輸支局		輸送・監査担当	029-247-5348 (ガイダンス番号1)		愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563	
栃木運輸支局		企画輸送・監査担当	028-658-7011		高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311	
山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880 (ガイダンス番号1)	九州運輸局		自動車交通部	貨物課	092-472-2528	
北陸信越運輸局	自動車交通部	貨物課		025-285-9154	福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191 (ガイダンス番号1)	
	新潟運輸支局	輸送・監査部門		025-285-3124	佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイダンス番号1)	
	長野運輸支局	輸送・監査部門		026-243-4642	長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイダンス番号2)	
	石川運輸支局	輸送・監査部門		076-208-6000 (ガイダンス番号1)	熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイダンス番号3)	
	富山運輸支局	輸送・監査部門		076-415-0111	大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイダンス番号3)	
沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課		098-866-1836	宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイダンス番号2)	
	陸運事務所	輸送部門		098-877-5140	鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイダンス番号3)	

2024.08

# 近畿交通共済からのお知らせ

## 事故防止機器購入（リース）費用の一部助成を実施します。

当組合では本年度も昨年に引き続き、事故防止推進のために事故防止機器購入（リースを含む）にかかる費用の一部助成を下記の通り実施しています。

### 1. 助成対象者

自動車共済契約組合員

### 2. 助成対象機器

ドライブレコーダー（ドラレコ単体）

デジタルタコグラフ（デジタコ単体）

ドラレコ・デジタコ（一体型）

### 3. 実施期間

令和6年8月1日から令和7年2月28日まで

全機器とも、令和6年1月1日以降に導入した機器が対象となります。

期間中であっても助成総額の限度に達した時は、その時点で取扱いを打ち切らせていただきますので、事前に助成金受取の可否については、申請前に必ずお問い合わせくださいますようお願いいたします。

### 4. 助成の範囲及び金額

助成金額は、1台あたり10,000円（購入金額が10,000円を下回る場合は購入金額）、助成台数は下表の台数を限度とします。トラック協会の助成との重複利用も可能です。

#### 【 契約台数区分別の助成台数 】

区分	自動車共済契約台数 (令和6年3月末)	助成台数
A	100台以上	25台まで
B	50台～99台	15台まで
C	11台～49台	10台まで
D	6台～10台	5台まで
E	1台～5台	自動車共済契約台数

### 5. 申請方法

申請は『助成金申請書』および『助成申請内訳書』と下記①又は②に該当する書類をまとめて、郵送にて行ってください。

①購入の場合は品名、購入個数、購入金額がわかる「見積書・請求書・業者の装着証明書」いずれかのコピーと、「領収書・振込書・物品納品書」いずれかのコピー。

②リースの場合は品名、リース個数、リース金額がわかる「リース契約書」のコピー。

※申請書及び内訳書等の書類は、共済ホームページよりダウンロードしていただけます。

①②とも車検証の添付は不要です。

お申込み、お問い合わせは事故防止課 TEL 06-6965-2826



近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています  
**近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください**  
 ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743-59-1701まで



近畿交通共済協同組合 2024.10

# 近畿共済安全通信

季節の変わり目である10月は花粉などのアレルギーや気圧の変化による体調不良が多くみられます。風邪薬や頭痛薬を服用する方もいらっしゃるかもしれませんが、薬の中には、運転に悪影響を及ぼす成分が含まれているものも多くあり、眠気を催したり、注意力が低下して事故を招く恐れがあります。運転前には薬を服用しないことが一番ですが、服用する必要がある場合は、事前に医師や薬剤師に相談し、運転に悪影響を及ぼさないを選ぶようにしましょう。

## 眠気やだるさを招く「抗ヒスタミン剤」

風邪薬の中には、抗ヒスタミン剤が含まれているものがあります。抗ヒスタミン剤は風邪の症状を和らげる反面、眠気を催したり、体が怠くなったりします。そのため、注意力が低下したり、反応時間が長くなったりして、事故を起こす場合もあります。服用には十分に注意する必要があります。



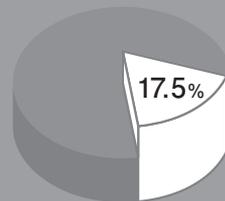
## 頭がぼんやりしてしまう「鎮痛剤」

頭痛などに用いられる鎮痛剤も運転に影響を及ぼすことがあります。鎮痛剤の痛みを止める効果は、服用後30分から60分ほど経ってから表われますが、同時に頭もぼんやりして、判断力や注意力が低下してしまいます。運転中に思わぬミスを招くことにもなりかねません。不安がある場合には、医師や薬剤師に相談しましょう。



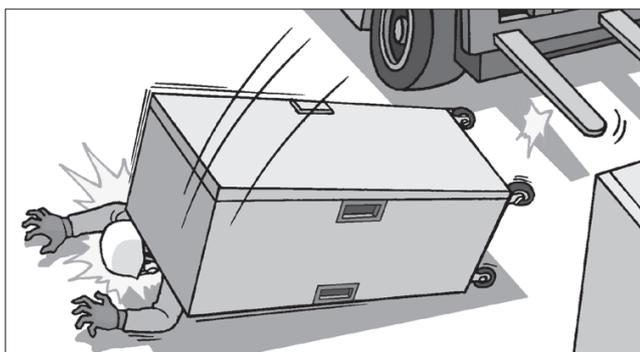
## 3

### フォークリフト 使用時における 死亡災害



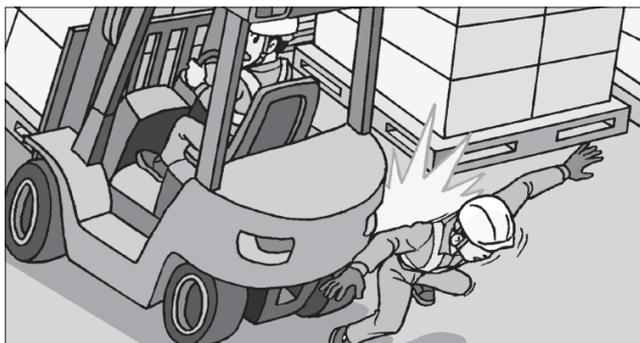
フォークリフトによる労働災害を分析すると、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業者との接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる事例が多くありました。

#### 事例 1 フォークリフトアップ(上昇)時の安全不確認により被災者が コールドロールボックスパレットの下敷きに(死亡災害)



オペレーターがフォークリフトのフォークを上昇させた際に、そばにあったコールドロールボックスパレットがフォークに引っかかり、前方に倒れました。パレットの近くで作業を行っていた被災者は倒れてきたパレットを避けることができず、倒れたパレットの下敷きとなりました。

#### 事例 2 歩行者立入禁止エリアにいた被災者が フォークリフトと接触(死亡災害)

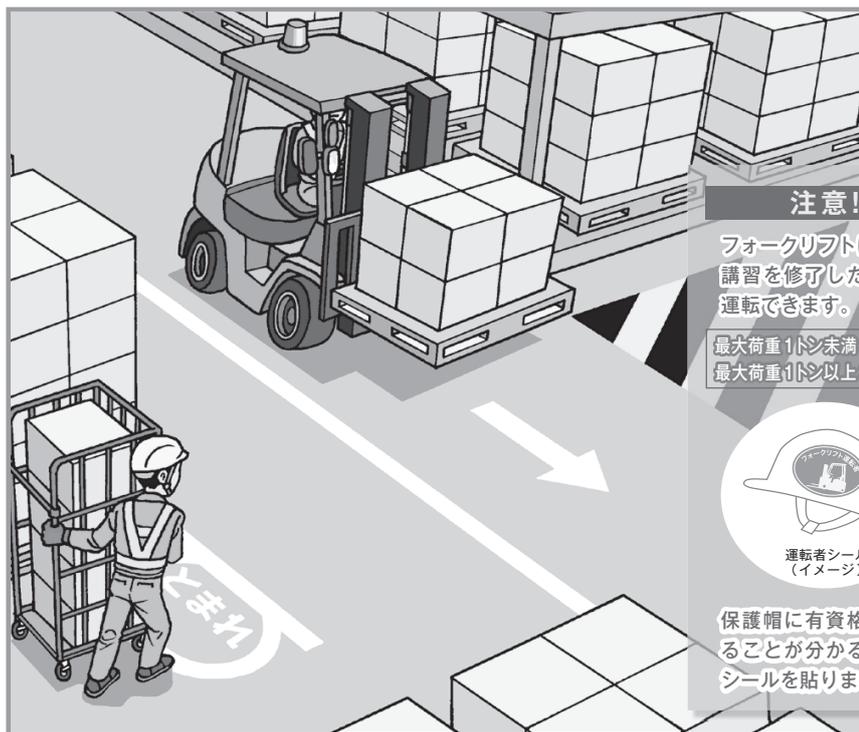


コンテナへの荷積み場所となっているフォークリフト走行エリア内でフォークリフトを運転していました。フォークリフトを後退させたところ、近くを歩いていた被災者に接触しました。なお、被災者は社内ルールで定められているフォークリフト走行エリアに入ったことで接触しました。

## ▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

### 対策

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう



#### 注意!

フォークリフトは、技能講習を修了した者等が運転できます。

最大荷重1トン未満・特別教育  
最大荷重1トン以上・技能講習



運転者シール  
(イメージ)

保護帽に有資格者であることが分かるようにシールを貼りましょう。

### ひとこと アドバイス

禁止されている行動を取ってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業者を守るため、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。

#### オペレーターの注意事項

- 周囲の安全を確かめながら運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようにしましょう
- フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう
- フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行うようにしましょう

#### 周囲の作業者の注意事項

- 自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう
- 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア(フォークリフト走行エリア)に立ち入らないようにしましょう

#### その他、事業者・作業者は 次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう



# トラックの構造上の特性

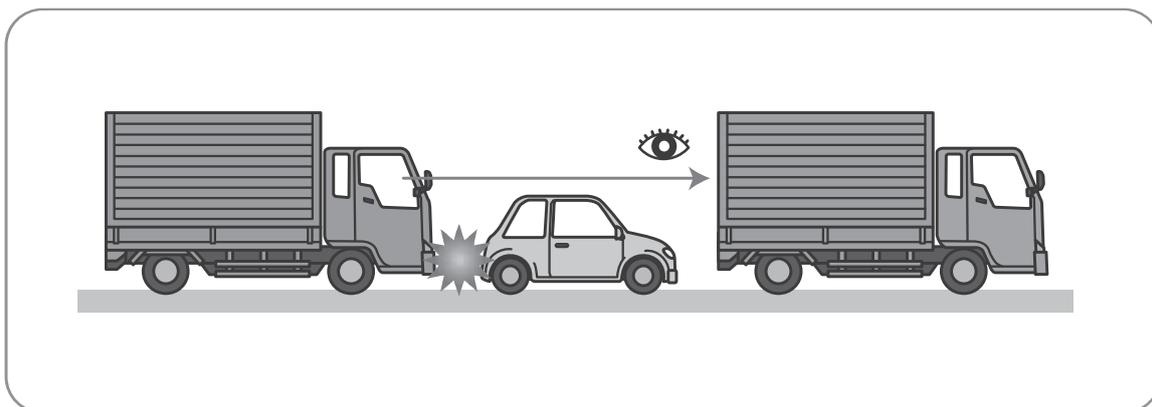
## 1 車高と運転

### 2 直前の乗用車を見落としやすい

- ◆直前の乗用車より、その前方のトラックに同調しやすい

自車の直前を乗用車が走行しているも、その前をトラックが走行しているときは、ドライバーの視線は直前の乗用車ではなく、その前方のトラックに向いてしまいがちです。

そのため前方のトラックとの間にいる乗用車の存在を忘れて、前方のトラックがスピードを上げると自車もスピードをあげ、その間にいる乗用車に追突するというケースもあります。

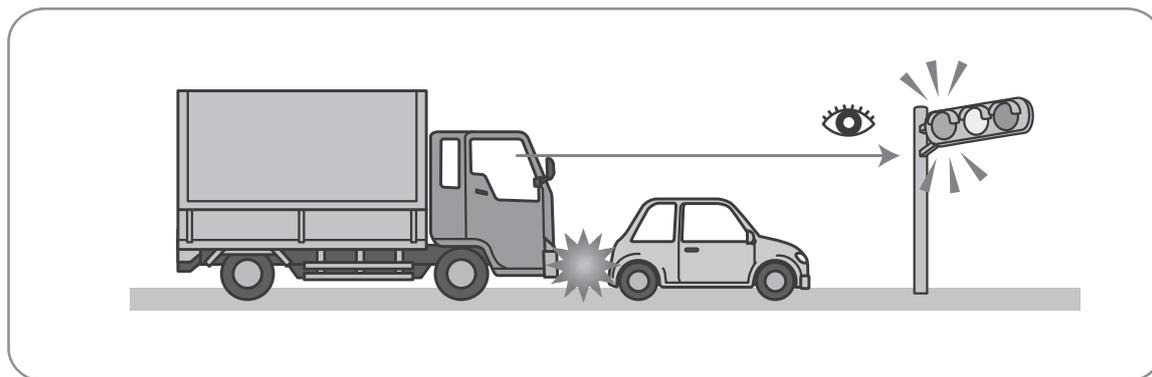


- ◆青信号で発進するとき、直前の乗用車を見落とす

乗用車の後ろで信号待ちのために停止しているとき、トラックは乗用車の頭越しに信号が見えます。そのため、信号が青に変わってすぐに発進すると、

前車が発進していない場合は追突してしまいます。

青信号で発進するときは、必ず前車の動きを確認しましょう。

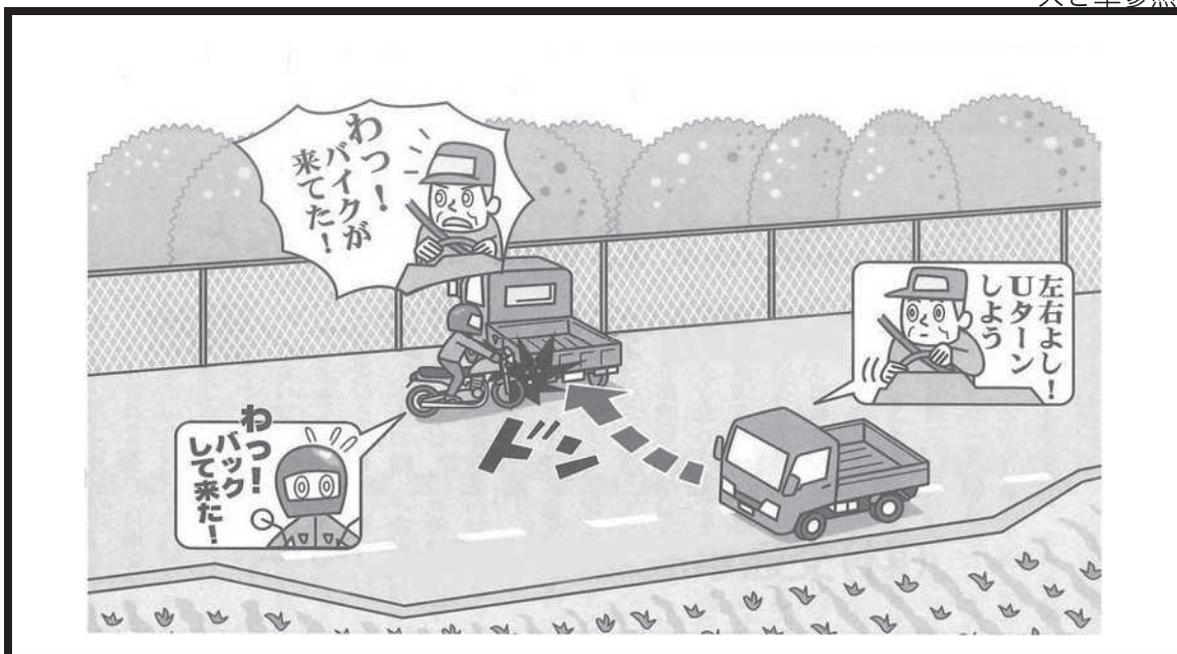


# 事業用自動車事故事例 No.110

(一般貨物) 軽トラックの運転操作不適が招いたUターン衝突事故

## ■ 事故の概況

人と車参照



事故類型：衝突

発生日時：日が傾きかけた夕方

当事者A：軽トラック 70歳代 男性

当事者B：普通自動二輪者 10歳代 男性

## ■ 事故の概要

Aは帰宅のため幅員4.5m<sup>2</sup>、往復1車線の田畑の中を走る市道の脇に設置された非常駐車帯に駐車していた軽トラックに乗車。左右を見回した後、ハンドルを左に切りUターンを始めたが、この日に限って非常駐車帯の左側端から転回しなかった。そのため1回で曲がりきれず、道路を塞ぐように斜めに一旦停止し、再度切り返そうとしたときBが運転する普通自動二輪車が後方から迫っていた。対向車線を進行してきた普通自動二輪車のBは約70m手前からUターンしようとしていたA車を確認していたが、すぐに切り返して方向転換をしなかったため自分の通過を待っていていると考え特に減速もせず指定速度40kmの道路を時速約60kmでA車の横を通過しようとした。約10mまで近づいたときA車が方向転換でバックしたため、慌ててハンドルを右に切りながら急ブレーキを掛け衝突を回避しようとしたが、後輪がロックしてバランスを崩してしまいA車の左後部荷台に衝突した。

## ■ 事故から学ぶ

Aが周囲の安全確認を怠り、いつものことと漫然にUターンし、方向転換をするために切り返している間に対向車が来てしまい衝突した事例ですが、方向転換をするにあたり対向車両の安全を確認して発信すべき業務上の注意義務があります。交通が閑散であることに気を許し進行して来る車両の有無及び安全を十分注意しないまま転回したことが大きな要因です。

一方、Bも制限速度を遵守し、道路状況に応じて速度を調節し進路の安全を確認すべき業務上の注意義務があります。減速しながら動き出すと予期されている状態で停止していたA車の動静をもう少し注視していれば避けられたことでしょう。

## KIT事業の案内

全国の7000社  
と繋がる!  
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2+のご案内

# WebKIT2プラス5つの特長

## 輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあう必要があります。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

## 安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

## 事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

## 需給動向の把握

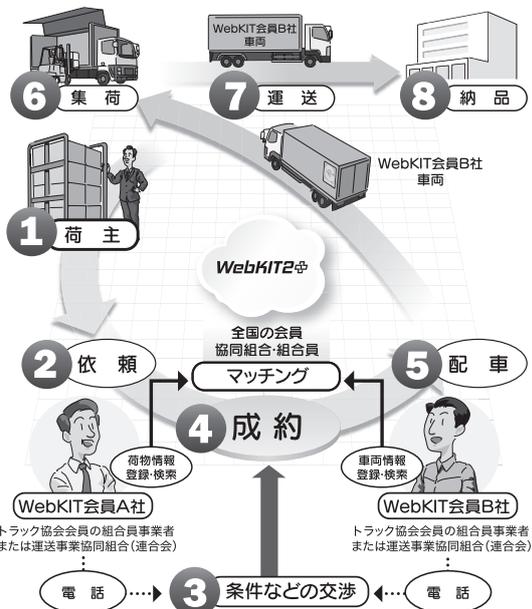
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

## 高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

## WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



## 奈良県キット事業協同組合加入金額

組合入会金	50,000円
※入会金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	2,000円
WebKIT2+利用料	IDにつき2,000円

## WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧いただけます。



右のQRコードから  
動画をご覧頂けます。



## 組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売
エネクスフリー軽油価格	アドブルー /
120円 (令和6年8月現在)	三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)
ENEOSウイング軽油価格	1L=78~79円 (令和6年3月)
119円 (令和6年8月現在)	※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入  
WebKIT2+のご利用  
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会  
奈良県キット事業協同組合  
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15  
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

## 適正化事業・巡回指導報告書(令和6年8月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和6年8月実施状況		令和6年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
10件	10件	4月	12件	8月	10件	12月	件	63件
		5月	14件	9月	件	1月	件	
		6月	15件	10月	件	2月	件	
		7月	12件	11月	件	3月	件	

令和6年8月実施結果						
調査事項				調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	10	0	0.0%	
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	10	0	0.0%	
		3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	10	0	0.0%	
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	10	0	0.0%	
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	10	0	0.0%	
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	6	0	0.0%	
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	10	0	0.0%	
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	10	0	0.0%	
II. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	8	0	0.0%	
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	0.0%	
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	10	0	0.0%	
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	10	0	0.0%	
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	6	0	0.0%	
III. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。	10	0	0.0%	
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	10	0	0.0%	
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	10	2	20.0%	
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	10	0	0.0%	
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	10	0	0.0%	
		6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	10	0	0.0%	
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	10	0	0.0%	
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	10	0	0.0%	
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	9	1	11.1%	
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	3	0	0.0%	
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	10	1	10.0%	
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	8	1	12.5%	
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	8	0	0.0%	
IV. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	10	0	0.0%	
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	10	0	0.0%	
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	10	4	40.0%	
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	10	0	0.0%	
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。	10	0	0.0%	
V. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。	8	0	0.0%	
		2. 36協定が締結され、届出されているか。	10	0	0.0%	
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	10	0	0.0%	
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	10	2	20.0%	
VI. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	10	1	10.0%	
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	10	1	10.0%	
VII. 運輸安全管理		1. 運輸安全管理の実施は適正か。	10	1	10.0%	
指導件数合計				346	14	4.0%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	7件	2件	1件	件	件	件	10件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	7件	2件	1件	件	件	件	10件

( )は会員外の件数です

## トラック協会・陸災防奈良県支部

## 10月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	火	10:00～	不正軽油追放啓発展及び街頭啓発活動	奈良・針 T S
3	木		第29回全国トラック運送事業者大会	熊本城ホール・ホテル日航熊本
6	日		移動健康診断	奈良県トラック会館
9	水	14:00～	労働時間の上限規制と健康管理に係る研修会(1回目)	奈良県トラック会館
18	金	13:00～	奈良県産業安全衛生大会	かしはら万葉ホール
18	金	13:30～	「標準的な運賃」活用セミナー	奈良県トラック会館
20	日	9:00～	奈良県防災総合訓練	奈良市都祁生涯スポーツセンター
23	水	13:30～	「標準的な運賃」活用セミナー	奈良県トラック会館
27	日		移動健康診断	奈良県トラック会館
28	月	10:30～	奈良県の道路と都市公園整備の充実を求める合同県民大会	奈良ロイヤルホテル

## 11月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
7	木	13:00～	奈良県救援物資輸送実動訓練	桜井市芝運動公園
7	木	13:30～	グリーン経営促進研修会	奈良県トラック会館
15	金	14:00～	労働時間の上限規制と健康管理に係る研修会(2回目)	奈良県トラック会館
21	木		トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善セミナー	奈良県トラック会館
21	木	14:00～	令和6年度安全性優良事業所近畿運輸局長表彰式	近 畿 運 輸 局
26	火	10:00～	引越基本講習	奈良県トラック会館
27	水	10:00～	引越管理者講習	奈良県トラック会館



## 奈良労働局からのお知らせ

## 奈良県最低賃金

986円

令和6年10月1日発効



奈良労働局・労働基準監督署

## 奈良県最低賃金が改定されました

奈良県最低賃金 時間額 986円

【発効日】令和6年10月1日

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。

奈良労働局賃金室 0742-32-0206

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください

問合せ先 コールセンター 0120-366-440

## 奈良県警察本部からのお知らせ

## 1 県内の交通事故発生状況

年齢別  
死者14人のうち  
高齢者が9人  
(約64%)

状態別  
死者14人のうち  
歩行者が5人  
(約36%)



区分		令和6年	前年同期	増減数	備考
総件数		27,697 件	27,274 件	423 件	9月15日現在 1日に約 116 件
人身事故件数		1,689 件	1,767 件	-78 件	1日に 7 件
	死者数	14 人	16 人	-2 人	約17日に 1 人
	負傷者数	2,027 人	2,157 人	-130 人	1日に約 8 人
物損事故件数		26,008 件	25,507 件	501 件	1日に約 109 件

※令和6年の件数、死傷者数は概数です。

## 2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

9月15日現在

区分	令和6年	前年同期	増減数
総件数	1,409 件	1,390 件	19 件
人身事故件数	81 件	84 件	-3 件
	死者数 1 人	2 人	-1 人
	負傷者数 93 人	119 人	-26 人
物損事故件数	1,328 件	1,306 件	22 件

※令和6年の件数、死傷者数は概数です。



## 3 薄暮・夜間の事故防止

薄暮夜間は周囲のものが見えにくくなります。危険をいち早く見つけるために、早めのライトの点灯や、ハイビームを活用し走行しましょう。

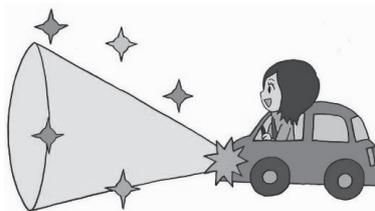
## ①早めのライト点灯

早めにライトを点灯して視界を確保し、自車の存在を周りの車や歩行者に示し交通事故を防止しましょう。



## ②ハイビームを活用しよう

夜間運転する際は、ハイビームを基本に走行し、前車や対向車がいるときは下向きライト(ロービーム)に切り替えましょう。



## ③速度を落とした運転を心掛ける

夜間は交通量が減少する等の理由からスピードが出やすい傾向にあります。昼間より減速し、周囲の状況をよく確認しましょう。



## 公明党奈良県本部との政策要望懇談会

令和6年8月27日（火）、奈良ロイヤルホテルで公明党奈良県本部との政策要望懇談会が開催され、大国正博 奈良県議会議員、浮島とも子 衆議院議員、杉 久武 参議院議員、鰐淵洋子 衆議院議員、藤田幸代 奈良県議会議員、奈良県トラック運送事業政治連盟から塚本哲夫 会長、萩原良介 副会長が参加しました。

塚本会長は、トラック関係施策に関し、道路関係は高速道路料金等の引下げ、物流基盤の整備、予算関係は燃料価格高騰への支援について、資料に基づき要望しました。



▲大国代表（写真右から3人目）に令和7年度トラック関係施策に関する要望書を手渡す塚本会長と萩原副会長

トラック奈良 2024年10月 第366号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫  
TEL.0743-23-1200(代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

「点呼」は安全運行の要

安全最優先の徹底 飲酒運転の根絶

近畿運輸局 奈良運輸支局  
奈良県トラック協会